

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 7 日

各 位

東京都立国立高等学校

令和 7 年度施設使用団体登録について

日頃から、都立学校開放事業に御協力いただきありがとうございます。

令和 7 年度の施設開放につきましては、別紙日程でテニスコートの開放を予定しております。（令和 7 年度は使用時間を 2 時間 30 分に変更し、1 日に 3 団体使用可能とします。詳細な時間につきましては別紙日程をご覧ください。）

つきましては、施設使用団体として登録を希望される場合は、Logo フォームによる電子申請にて団体登録をお願いいたします。Logo フォームは下記 URL をご参照ください。万が一電子申請が難しい場合は、書類提出による申請も受け付けますので、詳細は「4 その他」をご覧ください。

なお、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の実施等に伴い、施設開放の中止又は開放時間の変更等を行う場合がございますので、ご留意願います。

記

1 Logo フォームについて

Logo フォーム URL <https://logoform.jp/form/tmgform/touroku/0741024>

2 登録方法

- (1) 「このまますぐに申請する」（＝ゲストとして申請を進める）を選択もしくは「新規アカウント登録」（下部にあります）に進み、アカウント登録をした後、「ログインして申請」より進んでください。

※すでにアカウントをお持ちの場合は、「ログインして申請」より進んでください。

※Logo フォームにて複数回、複数校申請される場合は、アカウント登録をおすすめします。

- (2) Q1～すべての回答必須項目について回答を行う。

→責任者情報、団体構成員名簿等の情報が必要となります。

- (3) 確認画面に進んだ後、送信をする。

3 登録期限

令和 7 年 5 月 27 日（火）厳守

※上記の期限以降、本校の登録フォームは閉鎖されてしまうため登録期限にご注意ください。

4 その他

- (1) Logo フォームによる電子申請が難しい場合は、HP に掲載されている①「都立学校施設使用団体登録申請書」②「登録団体構成表」を提出いただくことでも申請を受け付けます。書類の提出期限に

については、登録期限同様の5月27日（火）とさせていただきます。

- (2) 提出された書類を審査し、登録団体を決定します。登録を決定した団体には、都立学校施設使用団体登録証及び施設開放使用申込書等を郵送します（6月中旬まで）。Logo フォームにて団体登録されたにもかかわらず、お知らせが到着しない場合は、令和7年6月23日（月）までに下記担当にご連絡ください。希望日についても同じく Logo フォームにより申請いただく予定ですが、申請方法等の詳細はお知らせにてご案内いたします。
- (3) 不許可の場合は、別途連絡します。
- (4) 希望日の受付後本校職員が抽選を行います。第1希望の抽選時に国立市在住団体の方と他市在住団体の方が重なった際は国立市の方を優先します。ただし第2希望の抽選時に、第1希望の抽選で国立市在住団体の方と希望日が重なり希望が通らなかった他市在住団体の方と国立市在住団体の方が重なった際は他市在住団体の方を優先します。第3希望以降の抽選は優先等は考慮せず単純抽選とします。

御不明な点は、担当者までお問い合わせください。

担当	東京都立国立高等学校経営企画室 水野
	〒186-0002 東京都国立市東4-25-1
電話	042(575)0126
ファクシミリ	042(573)9609

都立学校開放施設の使用に関する条件

- 1 原則として、事前に提出した登録団体の構成員以外の者は、施設を使用できない。
- 2 責任者は、使用日時に使用団体に同行する。
- 3 責任者は、管理指導員との連絡を密に行い、管理指導員の指示等を使用者に周知徹底させる。
- 4 使用者は保険に加入する。
- 5 学校の敷地内は、全面禁煙とする。
- 6 使用者は、使用承認された施設以外の場所への立入りは厳禁とする。
- 7 使用後は、直ちに設備を現状に回復し、使用箇所・施設の清掃を行う。
- 8 使用者が出したゴミ等は、使用団体が持ち帰る。
- 9 使用者相互の呼出し、連絡等に学校の電話を使用することはできない。
- 10 使用者の事故等に対しては、その団体の責任において適切な処置をとる。
- 11 使用者は、施設等を破損した場合、管理指導員に申し出、責任を持って速やかに原形に復する。
- 12 その他、登録団体は、都立学校施設開放事業実施要領及び各学校の開放事業運営委員会の定める使用の決まりに基づいて開放施設を使用する。
- 13 登録証及び使用申請書に虚偽の記載があった場合、使用の停止及び登録の取り消しをする。
- 14 開放事業運営委員会は、使用状況等から特に必要と判断した場合、使用を取り消すことができる。
- 15 使用承認後でも、学校教育上必要が生じた場合、その承認を変更し又は取り消すことができる。

テニスコート使用上の注意事項

東京都立国立高等学校
都立学校開放事業運営委員長

管理指導員の指示に従って使用し、以下の事項を遵守願います。

- 1 正門から責任者と一緒にまとまって出入りしてください。
- 2 1回の使用時間は、準備から清掃後始末までの時間を含みます。
- 3 自動車では原則として来校できません。
- 4 自転車は、指定された場所に並べて鍵をかけてください。
- 5 校舎内は機械警備システムで管理されております。
使用を承認された施設以外の場所に立ち入らないでください。
- 6 更衣室は用意されていないので、なるべく自宅ですませるようにしてください。
- 7 活動中、近隣の住民に騒音等の迷惑をかけないように注意してください。
- 8 活動中に学校の施設・設備を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て指示に従ってください。
- 9 使用者の事故については、その団体の責任において処理してください。とくに、加入者の傷害保険加入については、確認をしておいてください。
- 10 校地・校内での営業は一切できませんので、業者の立ち入りを禁止します。
- 11 使用に際しては、火気に十分注意してください。
- 12 登録団体以外の方は校内に入れません。
- 13 使用団体は、呼び出しや連絡等で学校の電話を使用することはできません。
- 14 ボールの貸し出しはしません。
- 15 アウトコートは使用できません。
- 16 使用後はコート整備を必ず行ってください。（ブラシ・ほうきで整地する）
- 17 最終使用者はネットをゆるめてください。
- 18 コート内ではテニスシューズを使用してください。
- 19 ごみ、空き缶・ペットボトル等は使用者の責任で必ず持ち帰ってください。
- 20 清掃終了後帰宅するときは、使用人数、事故の有無等所要事項を管理指導員に連絡してください。
- 21 その他、管理指導員の指示を守ってください。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止し、又は団体の登録を取り消すことがあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、又は取り消すことがあります。

令和7年度 都立学校施設開放日程

東京都立国立高等学校

体育施設名				テニスコート			
月	日	曜日		午前① (9:00～11:30)	午前② (11:30～14:00)	午後 (14:00～16:30)	
4月							
5月							
6月							
7月							
8月	12	火	学校閉庁日	○	○	○	
	13	水	学校閉庁日	○	○	○	
9月	1	月	学校閉庁日	○	○	○	
10月	1	水	学校閉庁日	○	○	○	
11月							
	30	日	考查期間中	○	○	○	
12月	23	火	学校閉庁日	○	○	○	
	30	火	年末年始休業日	○	○	○	
	31	水	年末年始休業日	○	○	○	
1月							
2月							
3月	1	日	考查期間前	○	○	○	